

令和3年11月29日
自動車局
審査・リコール課
整備課

タカタ製エアバッグに関する車検停止措置の対象車両の追加について

国土交通省では、タカタ製エアバッグのリコール改修を促進するため、新たに届出があったリコールの対象車両についても車検停止措置の対象として追加します。

1. 背景

タカタ製エアバッグについては、異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成21年以降、総台数2,112万台（令和3年5月末時点）のリコールを実施しています。

これらのリコール対象車のうち、特に異常破裂する危険性の高い車両（※）であって、届出から2年以上未改修のものを対象に、平成30年5月1日より車検停止措置を講じているところです。

※①エアバッグの製造管理が不適切であったもの又は②国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプであって生産から9年以上経過したものを搭載した車両

当該措置に関しては、生産から9年以上経過したものを順次対象に追加する必要があり、令和2年1月に追加をしたところですが、その後、新たに上記措置の対象となるリコールが届出られたことから、当該リコールの対象車についても同様の措置を講ずる必要があります。

2. 措置の概要

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第27号）について、以下の2件のリコールを車検停止措置対象として追加する改正を行います。

リコール届出番号	車検停止措置の開始日	改善措置未実施台数 (令和3年9月末時点)
4640	令和4年5月1日	1,412台
外-3271	令和6年5月1日	391台

なお、お持ちの車が今回の措置の対象になるかどうかは、各自動車メーカーのウェブサイト又は各自動車メーカー窓口（別紙3）で確認できます。確認にあたっては、「車台番号」が必要になりますので、お手元に車検証をご用意ください。

【お問い合わせ先】

自動車局審査・リコール課 倉持、赤松、長岡

代表:03-5253-8111（内線:42363）、直通:03-5253-8596

FAX:03-5253-1640